

# 令和4年度 農地中間管理事業活動方針

公益財団法人群馬県農業公社  
(農地中間管理機構)

## 1 機構の事業推進体制と県・市町村等関係機関との役割分担

### (1) 機構

- ① 農用地の出し手・受け手に関する情報について、収集・蓄積・提供するしくみを強化します。特に市町村域を超えた担い手の情報を充実させ、広域でのマッチングに結びつけていきます。
- ② インターネット（ホームページ、SNS、オンライン等）の活用のほか、個別訪問や電話勧誘等による積極的なプロモーション活動を展開し、新たな利用者を開拓していきます。
- ③ 機構が運用する業務支援システムを改良し、機構及び業務委託先の業務の迅速化・効率化を図るとともに、情報共有による関係機関とのネットワークを強化します。

### (2) 県・農業事務所

- ① 県及び農業事務所は、「人・農地」政策推進会議を主宰して、事業の進捗管理を行います。
- ② 農業事務所毎に担い手農家、農業委員・農地利用最適化推進委員等との意見交換会を開催し、機構の活用拡大につなげます。

### (3) 市町村

- ① 市町村は、機構との業務委託契約を締結し、農地の出し手及び受け手の情報把握と掘り起こしのほか、相談窓口の設置や出し手・受け手との交渉等、事業の一部を分担します。
- ② 機構集積協力金や補助事業及び税制措置等、機構を活用したメリットを関係者へ周知するなど、事業活用に向けた取り組みを進めます。
- ③ 「人・農地プラン」実現のための地域の座談会の開催や各種施策を実施するとともに、出し手及び受け手の掘り起こしや重点区域・モデル地区での事業推進を行います。

### (4) 農業委員会（農業委員・農地利用最適化推進委員）

- ① 農業委員や農地利用最適化推進委員は、人・農地プランの実現に向

けた座談会の開催や実現のための各種施策を実施し、地域ニーズと担当区域の個別相談等を通じた農用地に係る情報（権利設定、利用状況、遊休農地の活用意向、出し手・受け手等）の把握により、農地利用の最適化に向けたマッチングの実施等、機構と連携した活動を推進します。

- ② フェーズⅡ（農地情報公開システム）の適切な運用と積極的な活用、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを周知します。

#### （５）農業会議

農業会議は、農業委員会事務局や農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、「農地利用の最適化」の活発な活動実践に向けた助言、指導及び各種研修会の開催など、機構活用に向けた取り組みを行います。

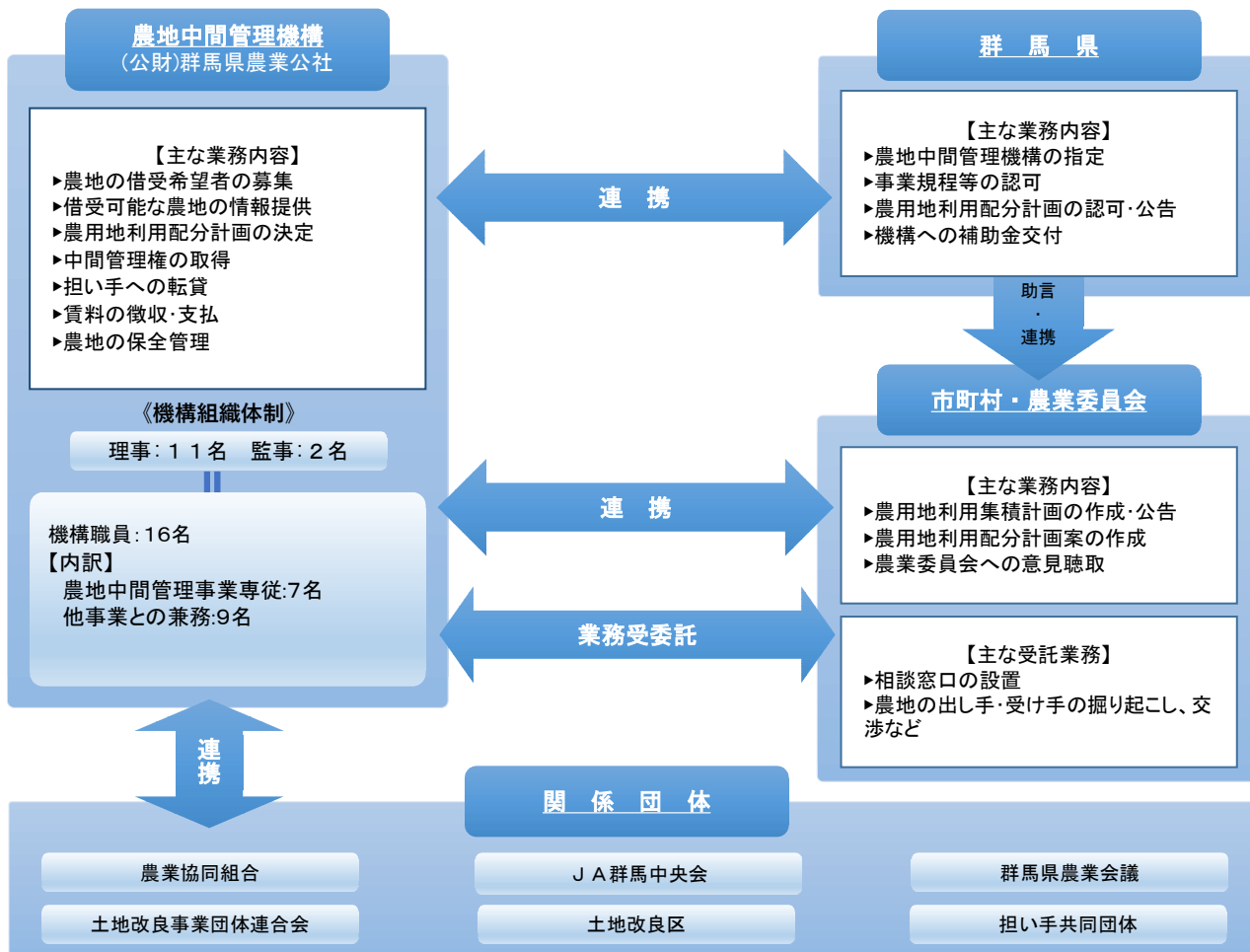
#### （６）ＪＡ及びＪＡ群馬中央会

- ① ＪＡは、これまでの農地集積・集約化の業務経験を活かし、市町村の協力を得ながら、利用権設定更新時の機構活用に向けた移行への取り組みを関係者へ働きかけます。
- ② ＪＡ群馬中央会は、新たな集落営農組織や作業受託組織の設立支援及び集落営農組織の法人化支援と併せて、法人化後の機構活用に向けた取り組みについて主体となって推進します。

#### （７）土地改良区及び土地改良事業団体連合会

- ① 土地改良区は農村整備事業の実施及び計画区域内における人と農地の状況に精通しており、機構活用の取り組みに向け連携を図っていきます。特に機構関連事業を計画する地区においては機構が全関係農地の借入を求められることから、農村整備事業の計画段階から、機構活用の取り組みを土地改良区をはじめとする関係機関と連携しながら推進します。
- ② 土地改良事業団体連合会は、県内全域に係る農村整備事業の状況に精通していることから、市町村への技術的指導業務の助言を通じて、機構との連携が図れるよう支援します。

## 2 関係機関との連携体制



## 3 重点的に取り組む事項

### (1) 実施体制の強化

- ① 県・市町村・農業委員会が実施する各種施策と協調し「人・農地プラン」の実現を支援するため、農地や担い手の情報を共有するなど関係機関との連携を強化します。
- ② 受け手のニーズと出し手の要望とのマッチングをいっそう推進するため、市町村及び関係団体との業務委託を拡充し、実施体制を強化します。
- ③ 「人・農地プラン」の実現に向けた地域の話し合い等に積極的に参画し、事業内容やメリット等を周知するとともに、地域の実情に合わせて支援を行うことにより事業の利用拡大を図り、農地の集積・集約化を促進します。

## (2) 農業農村整備事業との連携の強化

- ① 農業農村整備事業の事業主体や土地改良区等との連携・情報共有を強化し、基盤整備事業の計画策定段階から積極的な支援等を行うことにより農地中間管理事業の利用拡大を図ります。
- ② 事業内容やメリット等を周知するため、地域の話し合い等に積極的に参画し、利用拡大を図ります。

## (3) 集積計画一括方式の導入の促進

貸借の手続きにおいて、従来の農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画を作成し権利設定する方式に加え、農用地利用集積計画のみにより一括して権利設定を行う方式が追加されています。

これにより手続きの簡素化と転貸までの時間の短縮が可能となり、従来方式に比べて利用者のメリットが大きくなることから、いっそうの導入促進を図ります。

なお、導入にあたっては市町村等の理解が不可欠であることから、市町村等への積極的な働きかけを行うこととします。

## (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に向けた準備

令和5年4月に予定されている農業経営基盤強化促進法等の一部改正に向け、県や公益社団法人全国農地保有合理化協会等を通じて積極的な情報収集を行うとともに、改正後の円滑な移行に向けて市町村や市町村農業委員会、JA等と協議・調整を行います。

## 4 集積目標

令和4年度 転貸面積 580ha

## 5 重点区域・モデル地区

重点区域（99区域）及びモデル地区（16地区）を設定し農地集積・集約化の加速化を図ります。

- ・重点区域：事業規程第4条に定める区域
- ・モデル地区：重点区域のうち、2年以内に事業を活用して、農地の集積・集約化に大きな成果が出せる地区で、他への波及効果など事業実施のモデルとなるものとして定めた地区

## 6 その他

### (1) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

#### ① 事務処理の標準化とデジタル化

農地中間管理事業における事務の標準化に取り組み、デジタル化が可能な業務・帳票については積極的にデジタル化を行い、正確かつ迅

速な処理と業務の効率化を図ります。

また、市町村等関係機関とのネットワークを強化し、業務の迅速化・効率化とともに、情報共有することで得られる旬の情報を業務へと活用していきます。

## ② 「IoT」の活用

現地・現場において「IoT」環境を強化し、業務の効率化を図ります。

## (2) 広報業務の活性化

### ① 戦略的なプロモーション活動

新聞・テレビ・ラジオ等による広報は縮小し、ターゲットを絞り込んだ効果的なプロモーション活動を展開します。

特にSNSやオンラインなどインターネットを活用した情報交換のほか、個別訪問や電話勧誘等による売り込みなど、対象ごとに適した内容、メディア、アプローチ方法を積極的に取り入れ、新たな利用者を開拓していきます。

### ② 借受応募者への情報提供

貸付希望申出のあった農用地の情報について、四半期毎にとりまとめ、公社ホームページにて情報提供します。

また、機構に借受申出を行った各申出者に対して、情報を更新する毎に通知することで、貸付希望申出農地のマッチングを図ります。